

はじめに

国際社会においては、昭和 23 年（1948 年）に国連総会において世界人権宣言が採択され、以降、あらゆる差別や人権侵害を全世界からなくすため、国際人権規約をはじめ「児童の権利に関する条約」等、人権に関する多くの条約を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできた。

さらに、人権保障の実現のためには人権教育の充実が不可欠であるとし、「人権教育のための国連 10 年」（1995—2004 年）を実施した。その後、平成 17 年（2005 年）から人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」を開始し、現在は第 3 フェーズ（2015—2019 年）に取り組んでいるところである。

大阪府教育委員会では、昭和 42 年（1967 年）に「同和教育基本方針」を策定し、「国民的課題」であり、「我が國固有の人権問題」である同和問題の解決に向けて同和教育を積極的に推進してきた。この中では、児童・生徒の就学を促進し、学力を向上させ、その可能性を最大限に伸ばし、教育の機会均等と進路の保障に努めるため、互いが切磋琢磨し支え合う集団づくりや参加型学習等指導方法の工夫・改善、校種間連携、職場体験など、多様な取組により、長欠や不就学の解消、高校進学率の上昇など一定の成果を上げるとともに、子どもたちに豊かな人権感覚を育んできた。

この経験を生かし、人権についての正しい理解を図り、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進するために、平成 11 年（1999 年）3 月、「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」を策定した。

「人権教育基本方針」では、人権教育を総合的に推進するための基本的な考え方を示し、「人権教育推進プラン」では、人権教育について、「人権及び人権問題を理解する教育」「教育を受ける権利の保障」「人権が尊重された教育」の3 側面から基本方向を示し、学校教育、社会教育での具体的施策の推進方向を示した。

「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」の実施に当たっては、国・府の関係部局、市町村等他の行政機関、関係諸機関・団体等と連携し、人権が尊重された社会をめざす施策や教育の推進に努めることで、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、いじめや虐待など子どもの人権に関わる問題が顕在化し、子どもの貧困問題、性的マイノリティの人権問題、グローバル化、情報化の進展に伴う新たな課題が生起するなど、人権に関する課題は非常に多様化・複雑化している。一方、平成 12 年（2000 年）施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、平成 14 年（2002 年）策定の「人権教育・啓発に関する基本計画」に加え、文部科学省が平成 20 年（2008 年）に「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を公表するなど、人権に関わる法律や制度の整備は大きく進展した。また、大阪府においても、平成 13 年（2001 年）に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」に基づき「大阪府人権施策推進基本方針」を定め、この方針に基づく施策を推進するために平成 17 年（2005 年）に策定した「大阪府人権教育推進計画」を平成 27 年（2015 年）改訂した。

このような人権問題をめぐる社会状況の変化を踏まえて、この度、大阪府教育庁では、平成 11 年（1999 年）3 月に策定した「人権教育推進プラン」を改訂することとした。

新たな「人権教育推進プラン」は、基本視点・基本方向を継続したうえで、新たに生起した課題も含めた様々な人権問題の解決に向けて、これまでに整備された法律や制度に基づいて、具体的施策を推進するための人権教育推進の方向性を示している。

また、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」については、今後、人権問題をめぐる情勢の変化に対応し、必要に応じて所要の修正・更新を行うものとする。

人権教育基本方針

国連は、「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」との認識のもと、1948年に世界人権宣言を採択して以降、あらゆる差別や人権侵害を全世界からなくすため、国際人権規約をはじめ子どもの権利条約等、人権に関する多くの条約を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできた。

こうした取組の中から、1994年第49回国連総会において、あらゆる人権問題の解決に向けて教育や啓発を推進し、人権という普遍的文化の創造を目指す「人権教育のための国連10年」が決議された。

我が国は、日本国憲法を施行して半世紀、憲法の保障する基本的人権の確立に向け、各種の法律や制度の整備を進め、様々な条約を締結するなど国際社会の一員として具体的な取組を進めてきた。しかし、我が国固有の人権問題である同和問題は解決へ向けて進んでいるものの依然として課題が残されており、また、女性、障がい者、高齢者、子ども、在日外国人に係る人権問題等をはじめ様々な人権問題が存在している。

すべての人々の尊厳が守られ、基本的人権が尊重されることは、民主的な社会の基礎をなすものであり、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務でもある。すべての人々が、自ら積極的に考え、行動することが、こうした人権が尊重される社会をつくるために必要である。

このことは、人々のたゆまない努力によって達成されるものであるが、中でもその基礎となる教育の果たす役割は大きい。

以上の観点に立って、国際人権規約及び子どもの権利条約、日本国憲法及び教育基本法並びに大阪府人権尊重の社会づくり条例等の精神にのっとり、大阪府の教育分野において人権教育を推進するための基本方針を次のとおり定める。

- 1 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、主体的な思考力、判断力を養い、自らの課題として人権問題の解決に取り組むとともに社会の構成員としての責任を自覚し、豊かな人権感覚を持って行動する民主的な人間の育成を目指して教育のあらゆる場において人権教育を推進する。
- 2 人権問題が社会の変化とともに様々な形で新たに発生する可能性のある問題であることを踏まえ、その実態の把握に努めるとともに、すべての人々の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進する。
- 3 府民一人一人が主体的に、学習活動を通じて、人権及び人権問題の理解と認識を深め、様々な文化、習慣、価値観等を持った人々が、それぞれのアイデンティティーを保ちながら豊かな社会生活を送ることができるよう、地域社会における人権教育・学習の充実・振興を図る。
- 4 人権教育を推進するため、人権及び人権問題に関する深い認識とそれに基づいた実践力を身につけた熱意ある指導者の育成を図る。

本方針の実施に当たっては、教育の主体性を保ち、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関及び諸団体とそれぞれの役割を分担しつつ一層連携して推進しなければならない。

目 次

1. 基本的推進方向	1
(1) 人権問題の状況	1
(2) 基本視点	3
(3) 基本方向	3
ア. 人権及び人権問題を理解する教育	4
イ. 教育を受ける権利の保障	5
ウ. 人権が尊重された教育	7
2. 施策の基本方向	10
(1) 学校教育分野	10
ア. プログラム・教材	10
イ. 教職員研修	12
ウ. 推進システム	16
(ア) 学校運営体制	17
(イ) 研究システム	18
(2) 学校・家庭・地域社会の連携	19
ア. 学校・家庭・地域社会の連携	20
イ. P T Aとの連携	20
(3) 社会教育分野	21
ア. 学習機会の提供	21
イ. 学習を通じた社会参加支援	22
ウ. 自主的活動の促進	22
エ. 指導者養成	23
オ. 学校・家庭・地域社会の連携の推進	23
カ. 教材、学習プログラム等の作成・提供	23

<資料>

○人権学習プログラム	
□幼児期における人権学習プログラム	27
□小学校低学年における人権学習プログラム	28
□小学校高学年における人権学習プログラム	29
□中学校における人権学習プログラム	30
□高等学校における人権学習プログラム	31
○教職員研修	
□人権が尊重された教育に関する研修	32
□人権及び人権問題を理解する教育に関する研修	33
□教育を受ける権利の保障に関する研修	34

1. 基本的推進方向

(1) 人権問題の状況

我が国は、日本国憲法の施行後、憲法の保障する基本的人権の確立に向けた各種の法律や制度の整備を進めるとともに、国際人権規約をはじめ「児童の権利に関する条約」など人権が尊重される社会の実現に向けた様々な条約を締結し、国際社会の一員として具体的な取組を進めてきた。

しかしながら、我が国においては、今なお、様々な人権問題が存在している。

女性の人権については、両性の平等の実現に向け、「男女共同参画社会基本法」などの各種の法律や制度の整備が図られてきた。しかしながら、人々の意識や行動、社会制度や慣行の中には女性に対する差別や固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っており、男女平等の実現を阻む原因となっている。また、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）・デートDVなども社会問題となっている。

子どもの人権については、仲間はずしや言葉・暴力によるいじめ、インターネットを通じて行われるいじめによって、時には命に関わる深刻な状況も生み出されており、平成25年（2013年）「いじめ防止対策推進法」が施行された。さらに薬物乱用、自死などの問題も生じている。近年、子どもの貧困が大きな社会問題となり、平成26年（2014年）には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、教育の機会均等を図るために子どもの貧困対策を総合的に推進することとされた。また、家庭における児童虐待など、子どもの健やかな成長が阻害される問題が顕在化しており、学校^(※)における体罰も根絶されていない。さらに、不登校、高校中途退学等教育を受ける権利の保障という観点からの問題もあり、平成29年（2017年）、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行された。

我が国では、現在、ほぼ4人に1人が65歳以上という超高齢社会を迎えており、高齢者が社会の一員として尊重され、一人ひとりが生きがいを持ち充実して暮らすことのできる長寿社会の実現が求められている。しかしながら、高齢者に対するネグレクトを含む虐待、財産権の侵害などの人権侵害をはじめ、一人暮らしの高齢者の孤独な死や自死の増加といった深刻な社会問題が生じている。

障がい者^(※)の人権については、障がい者の完全参加と平等な社会の実現が求められて

(※)「学校」には、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校を含む。

(※)大阪府では、平成20年（2008年）4月以降「障害」を「障がい」と表記。（法令等の例規文書、固有名詞等を除く。）

いる。しかし、障がい者を取り巻く社会環境においては、障がい及び障がい者に関する理解と認識の不足、物理的・制度的・文化情報面での制約などの社会的障壁があり、障がい者の自立と社会参加が阻まれている状況も生じている。このような中、平成 28 年（2016 年）には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたが、施設や病院等における人権侵害に関する事例の発生など、障がい者に対する人権侵害や差別がまだ存在している。

同和問題（部落差別）は、我が国固有の人権問題であり、人間の自由と平等に関する重大な問題であるという認識のもと、その解決は国民的課題として取り組まれてきた。その結果、生活環境の改善をはじめとする物的基盤整備では着実に成果をあげてきたが、今なお差別発言やインターネット上での差別を助長する書き込み、結婚・就職等における差別など、差別意識の解消が十分に進んでいるとは言えない状況にある。このため平成 28 年（2016 年）には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するため、必要な教育及び啓発を行うことが求められている。

本府には、歴史的経緯から韓国・朝鮮人が多く生活しており、また、国際化の進展に伴い人々の交流が進み、新たな渡日者も増加している。加えて、国籍法の改正による重国籍の子どもたちも増えてきている。そのような状況の中、外国人であることを理由とした就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生しており、言語、文化、習慣、価値観等についての理解が不十分なことなどから起こる偏見や差別等の問題も生起している。また、平成 28 年（2016 年）には、特定の民族や国籍の人々を排斥するヘイトスピーチを解消するため「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行された。在日外国人との関係においては、その歴史性や異なる文化や価値観を理解し尊重することで、違いを認め合い、共に暮らすことのできる共生社会を実現するために必要な教育活動が求められている。また、在日外国人については法的地位の向上や民族性の尊重等の課題もある。

また、性的マイノリティの人権については、性的指向・性自認の多様な在り方について、社会の理解が進んでいるとは言えず、いじめや差別の対象とされやすい現実があり、当事者が直面する困難に向き合い、課題の解決に向けた取組が求められている。

人権問題は、以上の範囲にとどまらず、また、固定的なものではなく、「人権教育・啓

発に関する基本計画」に記載されている、アイヌの人々の人権問題、HIV感染者・ハンセン病患者等の人権問題、刑を終えて出所した人の人権問題、犯罪被害者等の人権問題、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題など、社会の変化とともに、様々な形で新たに発生する可能性のある問題でもあるとの認識に立つことが重要である。

（2）基本視点

人権問題を解決し、あらゆる差別のない社会を形成するためには、基本的人権を尊重することの重要性や、人間の尊厳に対する認識が社会に浸透することが重要である。また、多様な価値観を持つ人々が互いに相手の立場を理解して友好関係を保つことや、全ての人々が社会に主体的に参加できることも重要であり、これらの基礎を培うものとして人権教育を推進する。

人権教育は、21世紀の国際社会の平和と繁栄を築いていくためにも、地球環境保全の取組や、互いの異なる文化を理解し、認め合って共に生きる取組の基礎となる広がりを持った課題であるとの認識のもとに推進することが必要である。

人権教育を実効あるものとするためには、それぞれの人々がそこで学んだ内容を知識・理解の段階にとどめるのではなく、自分自身の行動原理や態度として身に付け、日常生活での様々な出来事を通じて人権問題について自ら積極的に考え、実践することを目標として実施することが重要である。また、その発言や行動等が他者に受容されるために必要な技術・技能を併せて習得できるよう実施することが必要である。

さらに、人々が、自らが権利の主体であるのと同様に他者も権利の主体であることを認識した上で、それぞれの権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざして、人権教育を推進することが重要である。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」においても、学校における人権教育の目標は、「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」としている。

学校教育及び社会教育において、このような人権が尊重される社会づくりの基礎を形成することをめざし、人権教育を推進する。

私立学校については、その独自性を踏まえつつ人権尊重を基本とした教育を推進する。

（3）基本方向

様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるためには、全ての人々が人権及び人権問題について正しく理解することや全ての人々に教育を受ける権利が保障されていることが必要である。また、人権尊重の精神の徹底を図るためには、全ての教育が人権を尊重したものとして行われることが必要である。このため、人権教育は、「人権及び人権問題を理解する教育」「教育を受ける権利の保障」「人権が尊重された教育」の3つの側面から、また、それらの側面を複合した教育として推進する。

ア. 人権及び人権問題を理解する教育

人々が、人権尊重の精神を当然のこととして身に付け、人権という普遍的文化の創造をめざすために、人権保障の歩みや人権についての考え方をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティに係る人権問題等をはじめ様々な人権問題や、社会の変化の中で生じる新たな人権上の問題等について正しい理解と認識を深めるよう、体系的に人権教育を推進することが重要である。

人々が人権問題を自分自身の問題として捉え、その不合理性と問題の構造を正しく理解し、人権侵害の行為者とならないことはもとより、他人の行為であっても興味本位にあおったり、逆に無関心になったりすることで結果として人権侵害を助長することにならないよう、鋭敏な人権感覚・人権意識を持つとともに、人権問題解決のために積極的に行動することをめざして人権教育を推進することが重要である。また、人権侵害が、人権感覚の欠如や異なる習慣、様々な価値観等を背景として、人権侵害を意図しない行為であっても、それが原因となって生起する場合もあることに留意する必要がある。

学校教育における人権教育は、様々な人権問題について、単に知識や理解を深めるだけではなく、人権問題の解決に向けた態度を育成するとともに、自己表現力、コミュニケーション能力といった技術・技能の習得を図り、人間関係づくりを深めていくことが重要である。さらに、一人ひとりの幼児・児童・生徒（以下「子ども」という。）に自己肯定感を育むとともに、他者を尊重する態度や自らが権利と同時に義務の主体であるという認識を育成することをめざして人権教育を推進する。

このため、子どもの発達段階に即し、体系的に人権教育を推進することができるよう教材等の開発に努める。

社会教育においては、地域の人々の学習活動の中で様々な人権問題について理解が進むよう、学習機会の整備に努めるとともに、体系的な教材・学習プログラムの提供を行う。

なお、学習の手法については、知識伝達型にとどまらず体験・参加型学習を取り入れ

るなど、効果的に人権感覚・人権意識を高められるよう、工夫し充実を図る。

イ. 教育を受ける権利の保障

全ての人々が社会に主体的に参加できるようにするために、教育の果たす役割は大きい。このため、全ての子どもに、それぞれの状況に即して教育の機会均等の実現を図るとともに、興味・関心から学習への意欲を育成し学ぶ喜びを実感させ、学力の向上を図り、自ら進路を選択する力を養うことなどを通して、生涯学習の基礎となる生きる力を育むことが必要である。

このような人権としての教育は、法の下の平等、個人の尊重という普遍的な視点に立って推進するとともに、女性、子ども、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人等の固有の課題についてそれぞれの状況に即して推進することが必要である。

男女の平等を実現するためには、性別に捉われず、それぞれの個性や能力が尊重され、自ら多様な生き方が選択できることが重要である。そのためには、固定的な性差観や性別役割分担意識を払拭するよう、全ての教育活動について常に点検し、見直していく必要がある。

近年、子どもの中には、児童虐待、いじめなどにより健やかな成長を阻害され、また、不登校や高校中途退学など学校に忌避感を示す子どもが少なからず存在する。これらの子どもにとっては、安心できる居場所がないという実態を深く受け止め、それぞれの状況に即したきめ細かな対応に努める必要がある。

さらに、子どもの貧困に関わっては全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していく社会の実現が求められる。子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などと併せて、子どもの貧困対策を総合的に推進する必要がある。

障がい者が社会生活及び社会の発展に参加する「完全参加」及び他の人々と同等の生活を送ることができる「平等」な社会を実現するため、障がい者が社会の一員として障がいのない人と同等に生活し活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障がい者が一人の人間として尊重され、社会からのサービスを平等に享受でき、意欲やニーズに応じて社会に参加できる機会が平等に確保されることが重要であり、障がいのある人と障がいのない人がともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築が求められている。

障がいのある子どもがその可能性を最大限に伸ばし、将来、自らの選択に基づいて生活を送ることができるよう、きめ細かな教育を推進する。その際、障がいのある子どもと障がいのない子どもが「ともに学び、ともに育つ」ことの意義を十分踏まえ、交流及び共同学習を積極的に推進する。また、障がいのある子どもを学校全体で受け止めるとともに一人ひとりの障がいの状況に応じた教育が行えるよう、適切な合理的配慮を提供し、全ての学校における教育及び教育環境の充実を図る。

障がいのある子どもの就学に当たっては、必要な情報提供や支援を行うとともに、本人や保護者の意向を尊重した就学相談の充実を図る。また、進路の決定については、障がいのある子ども自身が自己選択・決定できるよう早期からの計画的な指導を行うとともに進路の開拓など条件整備に努める。なお、障がい者の社会参加を支援する学習機会と情報提供に努めるとともに、障がい者が参加しやすい、障がい者が参加できる学習機会の充実を図る必要がある。

旧同和対策事業対象地域である同和地区の子どもの教育については、取組の結果、長期欠席・不就学の解消、高校進学率の上昇など一定の成果が見られた。しかし、課題が全て解消されたわけではない。学力の向上と進路の保障については、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を適切に果たしながら協力・連携し、ゆとりある学習環境を創造する中で、子どもの個性と創造性、自己肯定感を育み、学習意欲を喚起するよう努める必要がある。

在日外国人の子どもの教育については、異なる文化・習慣・価値観等を持った人々がそれぞれのアイデンティティを保ちながら共に生きる社会の実現をめざし、一人ひとりの子どもが将来の進路を自ら選択し、自己実現を図ることができるよう適切に指導する必要がある。

また、在日外国人の子どもが本名を使用することは、本人のアイデンティティの確立に関わる事柄であることから、これらの子どもが自らの誇りと自覚を高め本名を使用できるよう環境づくりを進めるとともに、在日外国人の子どもを学校全体で受け止め、全ての子どもがそのことを理解できるよう教育を進める。

在日韓国・朝鮮人の子どもについては、これまでの歴史的経緯を踏まえ、課外の自主活動（民族学級等）を活用して、歴史、文化、言語等についての学習ができる環境の醸成に努めるなど、自らの誇りと自覚が高められるよう、市町村とも連携して、学校の実態に応じた支援に努める必要がある。

また、在日外国人の子どもで、近年日本に新たに来た子どもたちの中には日本語の習

得が不十分であるため、日常の学習活動に支障を来す者があり、教科指導と連携した日本語習得のための指導を行う必要がある。さらに、学校での教育効果を高めていくためには、保護者と意思疎通を図ることが重要であり、母語によるサービスの提供などを行う必要がある。

非識字者や日本語の会話・読み書きの困難な外国人は、日常生活において様々な不利益や不便が生じる状況におかれている。非識字者や外国人の社会参加を図るために、市町村や関係機関・団体と連携しながら、識字・日本語学習の環境整備に努める必要がある。

学齢期に様々な理由によって義務教育を修了することができなかった人及び義務教育段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない人については、希望に応じ、中学校教育を受ける機会の提供に努める必要がある。

ウ. 人権が尊重された教育

人権尊重の精神を、日常生活における具体的な取組を可能にする技術・技能や態度の育成にまで浸透させるためには、あらゆる教育の過程において人権尊重の精神が徹底されていることが必要であり、教育活動そのものが人権を大切にしたものとして実施されなければならない。

学校教育においては、教科指導、進路指導、生徒指導等広範な指導が行われているが、全ての教育活動が、子どもの人権を尊重する視点とそれにふさわしい環境で行われることが重要である。そのためには、指導に当たる教職員が鋭敏な人権感覚・意識を持つことが重要である。

教科指導においては、学習者である子どもの立場に立って、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎・基本の確実な定着を図るために創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開するなど、個性と創造性を生かす教育の充実に努めることが重要である。また、学校や学級の中で、一人ひとりの存在や思いが大切にされる環境が成立している必要がある。

学校における集団生活は、家庭から社会生活への第一歩となるものであることから、集団生活を通して、自分の権利と義務を自覚させることや他者を尊重する態度を育成することが重要である。

指導に当たっては、一人ひとりの子どもの基本的人権が尊重される集団づくりに努めることが重要であり、自己表現力やコミュニケーション能力、さらには暴力や心理的な

圧力によらずに問題を解決できる能力等の育成を通じて、一人ひとりの子どもが、対等な立場で他者との関係をつくり、他者を尊重する態度や集団と自己との調和を図る態度を育成することが必要である。

進路指導に当たっては、各学校において指導体制を整備し、子ども一人ひとりの個性、能力、適性に応じたきめ細かな指導に努めるとともに、幅広い職業観を含めた将来展望を形成する多様な情報提供と指導を通して、最終的な自己決定を支援することが必要である。なお、子どもの就職に際しては、差別的な選考がなされることのないよう事業主への啓発に努めるとともに、問題事象が生じた場合には、関係機関と連携し、適切に対応する必要がある。

生徒指導に当たっては、各学校において指導体制を整備するとともに、「児童の権利に関する条約」を踏まえ、校則を見直すなど子どもの自覚と自立を促すことを基本として、その実態に応じて、子ども一人ひとりの自己実現を支援し、問題解決能力を育成するとともに、併せて、人権感覚の涵養を図っていくことが重要である。また、体罰は、子どもの人間としての尊厳を傷つけ教育効果を損ねるばかりでなく、学校に対する保護者や地域の信頼を著しく損ないかねないものである。教職員は、いかなる場合にも体罰が許されるものではないことについて再認識する必要がある。

学校における体育・スポーツは、心身を発達させるとともに生涯にわたり運動に親しむ態度を身に付けることをめざしている。このため、画一的な指導や運動部活動における勝利至上主義等の問題を人権尊重の視点から見直し、子どもが自主的に取り組み、自らの目標を達成することを基本として、一人ひとりのニーズにこたえられる多様な指導を推進していく必要がある。

差別事象やいじめ問題への対応では、これらを学校全体の課題と捉え、差別等を受けた子どもの人権を擁護することを基本とし、まず、学校は被害者を守り抜くという姿勢を示すことが重要である。また、差別言動等を行った子どもについても、その背景を十分分析し、人権意識の醸成に努める。さらに、発達過程にある子どもの行為であることを踏まえ、当事者同士の人間関係の修復を基本としつつ教育的見地からの指導、支援を適切に行うとともに、その再発、拡大を防ぐ上で当事者のみならず周囲の子どもの果たす役割が大きいことから、それを契機として子どもの人権意識の高揚に努めることが重要である。とりわけ、いじめの問題では、問題発生の要因・背景を多面的に分析し、加

害者たる子どもが抱える問題等への理解を深めつつも、その行った行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行う必要がある。差別やいじめを許さない集団づくりに努め、積極的に人権を尊重する豊かな感性と具体的行動に結びつく技術・技能や態度の育成を図る必要がある。

教職員の子どもに対するセクシュアル・ハラスメントは、子どもの心を傷つけ、個人としての尊厳を著しく侵害し、その後の成長に避けがたい影響を与える深刻な問題である。セクシュアル・ハラスメントに対しては厳しく対処するとともに、その発生を防止し、子どもの学習環境を保障するため、教職員研修を実施するなど、教職員の問題意識の喚起と資質の向上を図ることが重要である。

これらの差別やいじめ、セクシュアル・ハラスメント等の様々な人権侵害に対して総合的な教育相談体制を充実する必要がある。

2. 施策の基本方向

人権教育を効果的に推進していくためには、個々の教育活動の一つ一つが明確な目的意識のもとに充実されることが必要であるが、広範囲に展開される教育活動の隅々にまで、人権尊重の精神を浸透させていくためには、環境づくりや条件整備が重要である。

(1) 学校教育分野

ア. プログラム・教材

各学校は、人権及び人権問題を理解するための学習が体系的に行えるよう、地域や子どもの状況等を踏まえながら、全ての教科等のカリキュラムの中に入権学習を位置づける必要がある。このため、各学校が人権教育のカリキュラムを編成する際の考え方を、「人権学習プログラム」(以下「プログラム」という。)として取りまとめた。「プログラム」では、幼稚期、小学校低学年、小学校高学年、中学校、高等学校の連続性や系統性に留意し、各段階における目標、活動のねらいを示している。

また、「プログラム」に対応した体系的な教材の開発に努める必要がある。

(ア) 各発達段階における「プログラム」の目標

a 幼児期においては、人権意識や人権感覚形成の基礎である生命の尊さに気付き、自己の存在や他者への共感を大切にする態度の育成に重点を置く。

遊びや活動を通じ、自ら健康で安全な生活を送る習慣を身に付け、進んで身近な人と関わり、自然や社会へと視野を広げる中で、豊かな人権感覚の基礎となる自己肯定感や他人を大切にする心、さらに生命の尊さに対する感性を育成し、基礎的な人間関係の形成に必要な資質を培うことを重視する。

b 小学校低学年段階では、幼児期での目標に加え、集団や社会生活における人間関係づくりの基礎を育むとともに、集団生活のルールや社会規範について学ぶことが重要である。このため、家族・友人・地域社会等において、他者とのトラブルを解決するという経験を通して、他者の気持ちを共感的に理解したり、人を信頼することの大切さに気付いたり、違いがあることを認めるといった態度を育てることが必要である。

なお、情報機器を扱い始める年齢が早まってきている状況も踏まえ、情報モラルの基礎を培うための指導を行うことも必要となる。

c 小学校高学年段階は、幼児期・小学校低学年段階で培ってきた態度の上に、概念化・抽象的思考といった能力が高まる時期であることを踏まえ、個々の人権（男女平等、子

どもの人権、障がい者の人権、同和問題（部落差別）、在日外国人の人権・国際理解、様々な人権問題）について体系的に学習する。憲法や「児童の権利に関する条約」等に規定される人権の考え方や、権利と義務についての理解とともに、相手の立場に立って考え、思いやりの心を持つことの大切さを学ぶことが重要である。また、子どもの状況に即した身近な課題を通じ、色々な人権問題が生起していることを理解し、人権侵害や差別の不合理さに気付くよう指導することによって、豊かな感性・人権尊重の態度の形成をめざす。

また、人権問題は時代や社会の変化の中で、様々な要因の下に発生する可能性のある問題であることを踏まえ、インターネットによる人権侵害等の課題など新たな人権問題についても、「様々な人権問題」として学習する。

d 中学校段階においては、基本的人権の具体的な内容及び個々の人権問題の具体的な状況について理解するとともに、その解決に向けた積極的な態度形成に努める。このため、社会の多くの情報の中から必要な情報を集め分析し活用する能力や、社会の様々な差別や不合理を見極める的確な判断力、自分の意思や考えを正しく伝えることができるコミュニケーション能力等、技術・技能の習得も重要である。

さらに、この時期は、思春期に当たり心の揺れや屈折を経験しがちとなることを踏まえ、自己肯定感や仲間への信頼感を醸成するよう支援することが重要である。また、進路選択の重要な時期でもあることを踏まえ、自律的態度の育成、社会の一員としての役割と責任の自覚を促す指導が大切である。

なお、性的マイノリティの人権問題や情報化の進展に伴う課題など新たな人権問題についても、「様々な人権問題」として学習する。

e 高等学校段階においては、これまでの学習段階を踏まえ、歴史的な人権確立の過程や様々な宣言・条約に示されている国際的な人権の考え方とともに、権利・自由、義務・責任、公共の福祉等の概念について考えさせることによって、自分の生き方に関連させて人権を捉える態度を育成する。また、個々の人権問題についても、より視野を広め包括的に理解させることによって、その解決に向けて実践的に取り組もうとする態度、意欲の育成を図り、自立や自己実現をめざすため、客観的な自己理解、他人との円滑な関係づくり、集団意思形成への参画等に関わる技術・技能を習得することが重要である。

また、中学校段階同様、性的マイノリティの人権問題や情報化の進展に伴う課題など新たな人権問題について、「様々な人権問題」として学習する。

支援学校における人権学習は、幼児期、小学校、中学校及び高等学校の各段階における「プログラム」に準じて行う。その際、障がいの状況や発達段階、コミュニケーションの状況を的確に把握して指導することが大切である。

(イ) 学習展開

人権学習の実施に当たっては、子どもの主体的な学習が促され、人権感覚・人権意識が培われるよう、全ての教科等の時間を活用し、総合的な学習展開を工夫する必要がある。

子ども自身の気付きや、自分との関わりを重視する学習方法等についても検討することが必要である。

(ウ) 教材

大阪府教育庁では、人権や個々の人権問題に関する教材をその指導方法も含めて順次開発してきた。今後も学校での実践結果を踏まえながら、継続的に増補、改訂し、体系的な人権学習教材の整備を進める。各学校においても子どもの実態に即した独自教材の作成に努める必要がある。

その際、子どものニーズを踏まえるとともに、子どもの主体的な学習が促されるよう、体験・参加型学習などの学習形態や手法等を取り入れるなど、適切な教材開発に努める必要がある。

また、身近にある不合理を生活の中で気付かせる教材や自分の生活が地域社会や世界と密接につながって成り立っていることを理解させる教材、様々な人権問題を子どもたちが主体的に学べる教材、権利と義務について子ども自身が学んでいく教材など、子どもたちの興味を引き出し、心に残るものになるよう留意する。

人権問題に関する情報や知識を国内外から取り入れたり、映像や音声による交流をリアルタイムで行うなどして、人権学習の幅をより広げることができるよう、インターネット、テレビ会議等のマルチメディアを活用した指導方法・教材の開発についても検討していく必要がある。

イ. 教職員研修

学校における人権教育の推進に当たっては、指導者である教職員自身が人権及び人権問題に対する深い理解と認識を持つことはもとより、日常の教育諸活動が、人権が尊重された教育として行われることが必要である。また、教職員にはたゆまない自己研鑽が求められると同時に、子どもと接するときの教職員の日頃の姿勢が重要であり、豊かな

人権意識・人権感覚を持ってあらゆる教育活動を展開するとともに、人権学習の指導が円滑に実施できるよう、教職員研修の充実を図る必要がある。

なお、研修の手法については、知識伝達型にとどまらず体験・参加型研修も取り入れるなど、研修成果が日常の指導実践に直結するよう、工夫する必要がある。

(ア) 人権が尊重された教育に関する研修

日々の教育実践の中で子どもに豊かな人権感覚を培うためには、子どもを権利の主体として尊重しつつ、子どもの判断力や自己決定力を培い、さらに相手を思いやる心、困難を解決する力、責任感等を育むことを通して子どもの自立を支援するという教職員の姿勢が最も大切である。

このため、子どもを、背景を含めて理解し、共感することを前提として、子どもの自立的な思考・行動を促し、人間関係づくり・集団づくりの過程を支援するための技術・技能や態度の形成をめざした研修の充実が重要である。また、今後、さらに重要な保護者、地域、関係機関との連携の在り方や、組織としての機能を十分に果たせる学校づくりについても研修を行う必要がある。

a 子どもと接する基本的な姿勢

(a) 子どもを、背景を含めて理解する姿勢

子どもに教育を保障し、個性を伸長させるためには、教職員は、子どもの今ある姿だけでなく、その子どもの生活背景や成育過程等を含めて理解することが必要である。

このため、子どもの発達段階や心理状態、家庭や社会の状況とともに変化する子ども（若者）文化など、子どもを取り巻く背景について基本的な理解を深める。

(b) 子どもの思いに共感し、子どもの立場に立って考える姿勢

子どもは、学校生活を送る中で、自分の生活や学力、あるいは将来への不安等自分の問題、周りの人たちとの関係、さらには地域、社会、世界の動きへの関心など、様々な思いを抱いて生活している。こうした子どもの思いに共感し、子どもの立場に立って考える姿勢が必要である。

このため、教職員が学校における子ども一人ひとりの置かれている状況や心理を理解できるよう、また、カウンセリングマインドを持って指導に当たれるよう、教育相談の在り方とその手法について研修を行う必要がある。さらに、学校になじみにくい子どもの心の居場所づくりなど、学校の在り方についても理解を深める必要がある。

(c) 子どもの自立を支援する姿勢

子どもへの共感的な理解の上に立ち、自ら考え、判断し、行動する自立した人間へと

子どもを育むことが必要である。指導に当たっては、子どもが自己肯定感を持ち、自らの将来を見通し、自立していくよう支援する姿勢が大切である。

このため、一人ひとりの子どもの特性等を洞察する力、評価の在り方、自己肯定感を高める指導方法等、子どもの自立を支援する内容の生徒指導や進路指導等の研修の充実を図ることが重要である。

(d) 集団づくりを支援する姿勢

子どもは仲間を求め、仲間と共に活動する中で、自己のアイデンティティを形成するとともに、他者への認識を深めていく。その過程において、様々な葛藤や共感を経験する中で集団としての規範や仲間の大切さを学んでいく。こうした子どもの集団活動の意義を理解し適切な支援を行うことが大切である。

このため、集団づくりの意義と目的の理解や手法、集団づくりを通した自己表現並びに集団づくりに対する適切な支援の在り方等に関する研修が必要である。

b 保護者・地域社会の人々、関係機関と連携する姿勢

子どもの健やかな成長と自立を支援していくためには、子どもを中心に据えて、教職員と保護者・地域の人々とが理解し合い、相互の協力によって全体として教育力を高めていくことが重要である。

加えて、児童虐待や子どもの貧困問題が顕在化する中、SSWの活用や福祉との情報共有など、関係機関と連携した取組も必要である。

このため、保護者・地域の人々と真摯に話し合うとともに、PTA組織の活性化や地域と共にある学校づくり、関係機関との連携を推進するための研修が必要である。

c 組織として対応する姿勢

一人ひとりの子どもの人権が保障され、安心して学校生活を送ることができるよう、子ども一人ひとりを学校全体で受け止める必要がある。学級担任だけでなく、関係教職員が多様な観点から意見交換を行い、適切な役割分担のもとで、それぞれの子どもに合った最善の指導を組織的に実施していくことが重要である。

このため、学校の組織や運営の在り方を子どもの人権を守る視点から点検とともに、組織的に様々な課題を解決していく手法について研修を深めることが必要である。

(イ) 人権及び人権問題を理解する教育に関する研修

a 教職員の人権意識・人権感覚を醸成する研修

人権教育を進める上で、教職員には人権及び人権問題を正しく理解することと、差別

を許さない姿勢が求められる。教職員の言動と姿勢は指導の重要な要素であり、ましてや教職員による人権侵害事象は、決してあってはならない。この行為は、子どもの心を傷つけ、その後の成長に大きな影響を与えることを忘れてはならない。

教職員は子どもたちの人権意識や人権感覚を育む立場にあることを自覚し、高い人権感覚を持ち続けることが求められる。そのためにも、教職員は人権教育の内容を繰り返し確認することが必要である。

b 子どもの人権意識・人権感覚を醸成する教育を推進するための研修

子どもへの人権教育を効果的に推進するためには、人権教育の指導に関する技術・技能に習熟できるよう研修に努めることが必要である。

このため、各研修機関及び学校の研修を、「プログラム」((1) 参照)に基づいて、様々な領域を踏まえ、子どもの発達段階に即して、人権教育を体系的に実施することが必要である。

(ウ) 教育を受ける権利の保障に関する研修

a 就学、学力、進路の保障に関する研修

教育を受けることそのものが人権であるとの認識にたち、教育を受ける権利を保障する法や制度等について教職員が理解を深める必要がある。また、子どもたちの「生きる力」を培い、子どもたちが豊かな教育を受けることができているかという観点から、自己実現を支援するための取組や方法について学ぶことが必要である。

b 子どもへの様々な支援に関する研修

学校教育活動全体を通して、子どもが自分の大切さとともに他の人の大切さを感じ取り、エンパワメントできることが重要である。そのために教職員は専門機関とも連携し多様な支援の在り方について学ぶことが必要である。

(エ) 効果的な研修システムについて

研修機関の中心である府教育センターは、市町村教育委員会及び各学校それぞれの実施する人権教育研修が、体系的に行われるよう、研修テーマ及び形態についての情報交換を密にする。

府教育センターにおいては、「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」に基づき、教職員が人権及び人権問題への深い理解と認識を持ち、豊かな人権感覚と人権意識を持ったうえで、日常の学校生活の中にある人権問題に気付き、常に子どもの姿を視野に入

れて教育活動に取り組むことができるよう、経験年数や役割に応じて、その資質・能力の向上を図ることに努める。

また、全ての研修を人権尊重の視点に立って点検するとともに、必要に応じて現行研修の在り方を見直し、再編を検討する。

市町村教育委員会においては、それぞれの地域の実態に合わせた研修の推進を図る必要がある。また、教職員が自主的、主体的に研究や研修を進めることも重要である。

各研修機関で行われている研修内容が、学校における人権教育の校内研修や教育実践に反映されるよう、校長は各研修へ教職員を積極的に参加させるとともに、研修での指導内容・方法について校内に広める場を設けるなど、その成果を広く普及、伝達するよう努める。

研修を行うに当たっては、人権問題に積極的に取り組んでいる各種研究団体、有識者、民間団体との連携や、府が作成している教材・資料、各種啓発冊子等の有効な活用を図ることが必要である。

ウ. 推進システム

学校運営体制や研究システムなどの面から人権教育を効果的に推進するシステムの条件整備を図ることが必要である。

様々な教育課題への対応については、家庭・地域社会との連携を進め、開かれた学校づくりを推進することにより、学校の活性化を図ることが必要であり、教職員の配置については、当面する教育課題に的確に対応できるよう、重点的・機動的な教職員の配置を図ることが重要である。

全ての学校において、人権教育の推進について包括的に調整・点検する体制を整備するとともに、人権教育の企画調整や進行管理に当たる校務分掌組織を確立することが必要である。また、体制・組織整備とともに、毎年度、子どもの状況や、各学校の様々な課題に対応し「人権教育推進計画」を策定することによって、計画的に人権教育を推進する必要がある。

人権教育を通して、子どもが、現実の人権問題解決に役立つ技術・技能や態度を身に付けるための教育内容・方法について、実践的に工夫・改善を行う研究システムの充実が必要であることから、人権教育に係る研究体制を整備し、その研究成果の普及と活用を図る。

また、人権教育に係る研究機関、研究団体等との連携を図り、その支援の在り方について検討する。

(ア) 学校運営体制

a 人権教育を推進するための校内組織体制の整備

(a) 人権教育の視点から学校運営全体を企画・調整する体制の整備

教育課程の編成や学校行事等のあらゆる教育活動が人権尊重の視点に立って実践されているか、また、子どもの教育を受ける権利が保障されているかということについて点検・調整する体制が必要である。このため、校長、教頭、人権教育担当組織の責任者をはじめとする各校務分掌の主任等によって構成される会議（組織）が、この機能を担う。

(b) 人権教育担当組織の確立

人権教育を計画的に推進するためには、人権教育推進計画の策定、内容に関わる企画・調整、人権教育の具体的な進行管理、外部の研修会や研究会への参加を含めた教職員研修の企画立案等の機能を担う組織を設置し、教務部や生徒指導部などと同様に校務分掌の一つとして位置づけることが必要である。

なお、このような担当組織の在り方や課題別担当者の設置については、各学校の状況に即して工夫することが大切である。

b 各学校における人権教育推進計画の策定

人権教育を各学校の実態に即して、計画的に推進していくためには、各学校が、子どもの状況や地域社会の実態を踏まえるなど各学校の状況に即して主要な人権教育課題に重点を置いた基本目標を設定し、そのもとに子どもの人権学習計画や教職員研修計画等を柱にした人権教育推進計画を毎年作成し、全教職員の共通認識を図ることが大切である。また、人権教育推進計画は、各校種の修業年限を見通した計画全体の中に各学年計画を位置づけるとともに、毎年、実施結果を点検評価し、改善、充実を図ることが必要である。

人権学習計画の策定に当たっては、「プログラム」((1) 参照)に準じて人権及び人権問題に関する学習が実施できるよう留意するとともに、子どもの発達段階、校種間や学年間のつながり等の系統性や、各学期の位置づけが導入・展開・まとめといった流れとなるよう留意するなどし、その目的に沿った具体的な指導計画として作成することが大切である。また、人権学習が、教科学習や特別活動等と一体的、総合的に実施されるよう留意するとともに、教職員研修やPTAの啓発活動等と連動させることが重要である。

人権教育に関する教職員研修については、他の研修計画との整合性にも留意し、人権教育推進計画の中に位置づける。

c 家庭、地域社会との連携をめざした学校運営

人権教育を、より実効性あるものとするためには、学校だけでなく家庭、地域社会との連携を進めていく必要がある。

連携に当たっては、家庭や地域社会の学校に対する意見や要望を把握し、学校運営に活用するとともに、地域社会の多様な人材の活用や余裕施設の地域開放など開かれた学校づくりを積極的に推進する必要がある。

また、家庭、地域社会との連携を進めるため、学校は教職員や施設を活用して、地域諸団体のネットワークづくりに積極的に関わっていくことが重要である。

中でも、保護者と教職員が協力して子どもの健全な成長を図ることを目的とするPTAは、学校と家庭や地域社会との懸け橋となるものであり、身近な人権問題や教育上の諸問題についての情報提供をはじめ、人権学習に係る授業の公開、人権をテーマとした講演会の開催、参加体験型のワークショップの実施など、家庭に向けた啓発活動の工夫を図ることで、活動の活性化に向けた支援を充実する必要がある。

(イ) 研究システム

a 研究体制の整備と成果の活用

人権教育を進めるに当たっては、知識注入型中心の指導方法を見直し、体験・参加型学習など自発的な学習意欲を促す指導方法について研究・開発していくことが重要である。また、「プログラム」((1) 参照)に準じて、様々な指導内容・方法の工夫と充実が必要である。

このため、実践的、先進的な研究を行う体制を整備する。この研究によって得られた成果を他の学校に広げることによって、全ての学校において人権教育の内容・方法の工夫・改善や子どもの自立支援の取組の充実を図るものとする。

なお、人権教育は、社会の変化やニーズに的確に対応して実施する必要があることを踏まえ、研究課題等の設定に当たっては、保護者等の要望や意見を反映することについても検討する必要がある。

(a) 人権教育に係る研究校等の指定

小・中学校においては、国の人権教育研究推進事業等を活用し、人権尊重の社会づくりの担い手として積極的に行動できる資質や能力を備えた子どもの育成に向け、実践的研究を行う学校及び中学校区を指定する。指定された学校は、人権教育をはじめ、教育諸課題に対して、子どもや地域社会の実態に応じた課題を設定し、子どもが自ら課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断し、よりよく課題を解決する資質や能力を育むことができるよう、研究を行う。

府立学校においては、国の人権教育研究推進事業等も活用し、人権教育の推進方法を

実践的に研究するため、研究校を指定する。研究校は、様々な人権問題に関する総合的な教育研究を推進する。さらに、学校におけるあらゆる教育活動を通して、子どもたちに豊かな人権意識を育むため実践的な研究を行う。また、人権教育研究校は、人権教育に関わる様々な課題の中から、特定の研究テーマについて指導内容・方法等の先進的な推進の在り方等を研究する。

(b) 研究成果の普及と活用

指定された研究校等での先進的な研究によって得られた教育活動内容や指導方法等の成果を多くの学校に普及させることが重要である。

このため、府教育庁は、研究校等の指定、目標設定・事業企画・研究課題等について、指導・助言を行うとともに、成果について施策化に努める。

府教育センターは、担当課と連携して研究校等の研究活動を支援し、その研究成果を教職員研修に反映し充実を図る。

研究校等は研究成果の自己評価を研究報告書の形でまとめ、研究発表等の形で他校にその成果を広める。

なお、各学校においても日々授業研究に努めるとともに、他校とその成果を共有することが必要である。

b 人権に関する研究団体への今後の支援

人権教育に関する研究開発をより効果的に進めることができるよう、様々な人権問題に関して実践的な研究を深め、その成果の普及に努めている研究団体との連携を図るとともに、その支援の在り方についても検討する必要がある。

(2) 学校・家庭・地域社会の連携

子どもに豊かな人権感覚を育み、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる力を育成していくためには、学校と共に家庭や地域社会の果たす役割が重要である。幼い頃から生命の尊さに対する感性を育んだり、最も基本的な規範としての「しつけ」を行うことなど、身近な人々への関わりから基礎的な人間関係を形成していく資質を育むうえで、家庭の果たす役割は非常に大きい。また、子どもが様々な人々と出会い、体験を重ねる上で、社会の教育力としての地域社会の果たす役割も重要である。

このため、学校と家庭、地域社会が連携・協働し、それぞれの活動を子どもを中心として活性化することによって、地域社会における総合的な教育力の向上をめざすことが重要であり、学校教育と社会教育が連携して施策を推進することが必要である。

ア. 学校・家庭・地域社会の連携

学校が、家庭、地域社会との連携を進めるためには、学校の教育活動について、家庭、地域社会に対して積極的に情報提供するとともに、家庭、地域社会からの意見や要望に対して、十分に説明し、相互の信頼関係を築くことが必要である。

また、子どもや保護者・地域住民の期待やニーズを的確に捉えた学校運営を推進する必要があり、そのためには、学校自らが、子どもや保護者等から学校教育に対する意見を求め、学校教育の改善に生かす必要がある。その際、子どもの人権意識を育む学校運営という観点からの意見を幅広く求め、その後の学校運営に反映していくことが重要である。

さらに、子どもが学校以外の地域社会の様々な人々と交流し、色々な体験を通して、多様な価値観に触れることは、他人への思いやりや他人を尊重する態度の育成にとって有効である。また、社会の変化や人権問題の多様な広がりに対応するため、学校が、幅広い経験や能力を持った社会人等を招へいすることにより、地域社会の人材・能力を効果的に活用して、時代の変化に即した人権教育を行っていくことが必要である。

子どもの育成に係る様々な教育課題に対応するためには、地域社会全体としての相談、支援機能の充実を図る必要がある。学校は、子どもに関する専門機関との連携を積極的に進め、専門的かつ幅広い観点から子どもの成長を支援していくことが必要である。

地域社会の総合的な教育力を高めるためには、学校・家庭・地域社会が連携・協働した取組をさらに進めていくことが必要である。

地域社会の共有財産である学校を核として、様々な人々が継続的に子どもに関わるシステムをつくるため、就学前教育を視野に入れた校種間連携を図りながら、学校、家庭、地域社会の関係団体等が連携するネットワークを作るなど、それぞれの人材、情報、施設等の相互交流を促進する施策や指導者養成の施策を充実することが必要である。

また、地域社会のネットワーク活動や自主的活動を支援するため、学校の施設設備の開放や地域施設の活用とともに、講座の実施等の教育に係るノウハウや技術・技能の提供等を進めることが必要である。

イ. P T Aとの連携

子どもが人権問題についての正しい理解を深め、豊かな人権感覚を培ううえで、学校と家庭や地域社会との懸け橋となるP T Aの果たす役割は大きいものがある。

このため学校は、学校における人権及び人権問題に関する教育上の課題等についての情報をP T Aに積極的に提供し、保護者と教職員が十分意見交換を行い、P T Aの意見を学校運営に反映することが必要である。

また、学校の教育課題に対する取組と連携したPTAの自主的活動を支援、促進するため、余裕教室を活用してPTA活動の場を提供するなど、条件整備に努めることが必要である。

さらに、PTAが人権教育について、学校・家庭・地域社会の連携した活動に積極的な役割を果たすことができるよう、人権啓発委員会等の組織体制の整備に努めるよう働きかけるとともに、PTA活動の活性化をめざし、情報提供、指導者研修等の支援に努める。

（3）社会教育分野

社会教育の分野で人権教育を進めるに当たっては、府民一人ひとりが豊かな人権感覚を身に付け、地域社会において人権問題を自らの課題として考え、その解決に取り組む態度、姿勢を育成するとともに、全ての人々の自立と自己実現が図られるよう、啓発や学習機会の提供、指導者の養成等の施策を推進する。

子どもに豊かな人間性を育むために、学校、家庭、地域の青少年関係団体等が連携し、地域社会を挙げて子どもを育む体制づくりの促進に努める。

施策の推進に当たっては、住民に身近な市町村の果たす役割が大きいことから、指導者養成、教材作成、情報提供等により、市町村の人権教育施策の支援に努めるとともに、広域的、先導的な施策を実施する。また、住民の多様なニーズに対応した施策が展開できるよう、市町村と連携した取組の促進に努める。

人々の学習活動が、人権尊重の社会づくりの取組につながるよう、自主的活動の促進を図るとともに、地域社会に根ざした社会教育関係団体を中心とした様々な活動の活性化と広がりをめざして、その支援に努める。

ア. 学習機会の提供

府民が学習活動を通して、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ等の様々な人権問題について正しい理解と認識を深め、家庭や地域社会において、その解決に向けて取り組めるよう、人権及び人権問題に関する学習意欲を喚起し、自発的な学習活動を促進する啓発と、図書館、公民館、青少年教育施設等の社会教育施設における学習機会の充実を図る。なお、学習機会の提供に当たっては、各施設間のネットワーク化の推進を図るとともに、生涯学習・人権関係施設等との連携に努める。

図書館においては、人権及び人権問題について、人々の幅広い学習ニーズに対応できるよう、入門から専門的学习にわたる体系的、総合的な図書、資料の整備に努める。

公民館は、自己実現や生活の向上を図る学習機会とともに、人権及び人権問題に係る体系的な講習、講座の充実を図り、地域社会の人々の学習活動の拠点となることが必要である。そのため、基礎的学習のための講習・講座や、専門的機関における学習への継続性や連続性に配慮した講習・講座の充実を図る。その際、学習が日常生活における実践につながるよう、体験・参加型の手法の活用を図ることが重要である。

大阪人権博物館（リバティおおさか）については、人権に関する啓発や、基礎的学習から指導者養成等の専門的学習にまで対応できる場として、積極的な情報提供等に努める。

イ. 学習を通じた社会参加支援

府内には、日常生活において読み書きの困難な非識字者がなお存在している。また、近年の国際化の進展に伴って、日本語の読み書きはもとより、社会生活を送るうえで必要な日本語会話が困難な外国人が増加しており、その対応が新たな課題となっている。

現在、住民に身近な地域社会において識字・日本語教室が開設されているが、今後は、その成果を活用しつつ、識字・日本語学習の学習機会の充実に努める。

その際、関係諸機関及びボランティア団体等の連携のもと、日本語の会話や読み書きの困難な人々の学習活動に関して情報提供や相談の充実を図るとともに、ネットワーク化の推進に努める。

また、市町村や地域の関係団体とも連携しながら障がいのある人と障がいのない人がともに参加する機会や、高齢者と他の世代が交流する機会など、障がいの有無、世代等を越えた交流や学習の機会の拡充に努める。

ウ. 自主的活動の促進

公民館等での学習を契機として、自主的学習グループが形成され、地域社会における人権問題解決の取組へと発展していくよう、指導者養成に努めるとともに講師や講座に関する情報等の提供に努める。特に、家庭が子どもの人権意識や人権感覚の育成に大きな役割を果たすことから、保護者等の学習グループ活動の促進を図る。

地域社会を基盤として活動する社会教育関係団体は、地域社会における人権教育の推進にとって重要な役割が期待されている。それぞれの活動の中に入権尊重の社会づくりへの取組が位置づけられるよう働きかけるとともに、人権及び人権問題に関する学習活動等について、講師、教材等の紹介をはじめ、積極的な支援に努める。

社会の隅々にまで人権教育の取組が広まるために、人権関係のNGOやNPO等各種民間団体の果たす役割が高まっており、社会教育の分野においても、その機能を生かす

観点から、自主性を尊重しつつ、連携の強化を図る必要がある。

工. 指導者養成

人権教育の推進に当たって、市町村の社会教育関係職員が、豊かな人権感覚と正しい知識に基づいて人権教育施策を実施できるよう、各市町村における職員研修の充実を働きかける。また、市町村の社会教育関係職員に対して、経験年数等にも配慮し、先進的な学習事例や教材を収集し紹介するなど研修の充実に努める。

社会教育関係団体が人権の視点を踏まえた団体活動を展開し、さらに入権問題の解決に向けた学習活動にも取り組めるよう、指導者に対する研修の充実を図る。

また、人々の多様なスポーツ活動が、様々な価値観を持つ人々の交流と相互理解に役立つものとなるよう、人権感覚豊かな指導者養成の充実に努める必要がある。

才. 学校・家庭・地域社会の連携の推進

子どもが、地域社会の中で、人々との交流や様々な体験を通して豊かな人間性を身に付けることができるよう、学校、家庭、地域の青少年関係団体等が連携するネットワークをつくるなど、地域社会の人々が子どもの育成に関わる体制づくりを市町村と連携して進めるとともに、その活動を担う指導者の養成に努める。

力. 教材、学習プログラム等の作成・提供

教材の開発・整備に当たっては、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ等のそれぞれの課題について担当部局と連携し、体系的な理解の促進を図る学習教材を、学習者用及び指導者用などの目的に応じて作成する。また、学習が単に知識の習得にとどまらず、人権問題の解決のための実践活動につながるよう、多様な手法を活用した「学習事例」を開発するとともに、その事例を課題別に組み合わせた展開例（学習プログラム）を作成する。

学習教材や学習プログラムの提供に当たっては、インターネット等を活用する。